

平成28年1月19日
法務省入国管理局
厚生労働省職業安定局

「農業における外国人労働者の受入れについて」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

1. 外国人材の受入れに係る政府としての基本的な考え方として、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから、積極的に受け入れることとしている。専門的・技術的分野と評価される活動は、単に経験の蓄積による技術・知識を要するものでは足りず、学問的・体系的な技術・知識を要するものである必要がある。このため、現行の入管法令上、学歴要件が求められる場合は、原則として、大学卒業又はこれと同等以上の教育を受けたことを求めている。

御指摘の「農作業」については、全くの「単純労働」であるとは考えておらず、別紙の農水省回答1に記載のとおり、専門的知識が必要となる業務もあるが、現時点においては、「農作業」を全体として専門的・技術的分野における活動内容であると評価することはできない。

2. 農業分野に外国人労働力を受け入れた場合の同分野における国内の労働需給見通しについて、農水省から別紙回答3のとおり見解が示されたところであるが、新規就農が計画どおりに進んでいない理由、集約化、機械化等の合理化の見通し、中高年層の活用の可能性、建設・造船分野において外国人材の活用に係る緊急措置を講じたときのような需要の増大に係る特別な理由の有無等を踏まえて更なる精査が必要であると考えられる。

さらに、外国人労働力受入れに伴う賃金や労働市場への影響については、受入れに係る具体的職種・業務内容、賃金構造及び受入規模等が明らかではない中で詳細に分析することは困難であるが、外国人労働力の受入れが、農業分野で働く日本人労働者の賃金等の労働条件や労働環境の改善に向けた動きを阻害するとともに、日本人の新規就農にとってマイナスに働かないかどうかといった点を踏まえて精査する必要があると考えられる。

以上

平成28年 1月19日
農林水産省

「農業における外国人労働者の受入れについて」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 御指摘の「農作業」については、①農業機械等の適切な使用、②農作物の肥培管理、③家畜の飼養管理など、専門的知識が必要となる業務であると考えている。
- 2 このため、外国人農業支援人材を受け入れる場合には、次のような要件を満たす者とすることが必要になると考えている。（外国人家事支援人材の受入スキームも参考にする必要。）
 - ① 農作業に従事した実務経験が相当期間あること
 - ② 農作業を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること（送り出し国における一定の研修の修了など）
 - ③ 必要最低限の日本語能力
- 3 農業分野に外国人人材を受け入れた場合の同分野における国内の労働需給見通しについては、
 - (1) 昨年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」の構造展望では、我が国において現在と同程度の農業生産を維持するのに必要な農業就業者数を少なくとも約90万人と試算しているが、これまでの傾向のままでは10年後に60代以下の農業就業者が90万人を割ると見通している。
 - (2) このため、青年就農者を現在の2倍程度に増加すべく青年就農給付金等の対策を講じ、90万人以上を確保することとしているが、計画通りの新規就農が進んでいるわけではない。
 - (3) 従って、我が国の農業生産を維持する上で、外国人の活用を真剣に検討することが必要な状況。
 - (4) このような状況であることから、外国人人材の受け入れに伴う国内における賃金や労働市場への影響については極めて限定的と考えている。

以上